

令和6年度空手ツーリズム受入体制構築事業 応募要領

1 趣旨

本事業は、空手を活用した観光コンテンツ造成に要する経費の一部を補助することにより、沖縄空手を文化観光資源として活用した「空手ツーリズム」を推進し、沖縄空手の持続的な発展及び沖縄観光の推進に資することを目的とする。

この要領において、本事業に対しての経費の一部支援（以下、「補助金」という。）を行うことについて、必要な事項を定める。

2 要件

助成対象となる事業は、本事業の目的を踏まえ、かつ次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

- (1) 国内外の空手愛好家や団体を含めた観光客等に向けて沖縄空手を学び体験できる内容であること。
- (2) いわゆる競技空手（本土系の空手）ではなく、文化として継承されている「沖縄空手」を正しく伝える取組であり、県内空手道場が安心して協力できる内容であること。
- (3) 本事業は沖縄空手ガイドの活用を促進するものであることから、沖縄空手ガイドを活用した企画提案の場合は、第二次審査の採点において加算するものとする。

※上記に係わらず、次に該当する場合は助成の対象外とする。

- (1) 対象作品の内容が宗教的又は政治的な宣伝意図を有するもの
- (2) 対象作品の内容が公序良俗に反するもの

※具体的なイメージ例

- (1) 沖縄空手ガイドを活用した「ゆかりの地」めぐりを含め県内ツアー

沖縄空手会館展示施設のほか、県内各地に所在する空手関連顕彰碑等のゆかりの地に関する知識を有している空手ガイドを活用し、「空手発祥の地・沖縄」を目指して来県してくる国内外の空手愛好家のニーズに対応できるメニュー。

- (2) 沖縄観光体験プログラム

空手の基本を体験するプログラムや、県内の団体や諸先生方の演武鑑賞、交流稽古など観光客のニーズに対応できるメニュー。

- (3) (1)と(2)を組み合わせた学習及び体験ができるプログラム

「ゆかりの地」めぐりツアーと空手体験プログラムを一体化させ、沖縄空手の歴史や技を学び体験ができるメニュー。

3 事業期間

交付決定の日から令和7年2月28日（金）までの事業者が設定する期間

4 応募参加資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

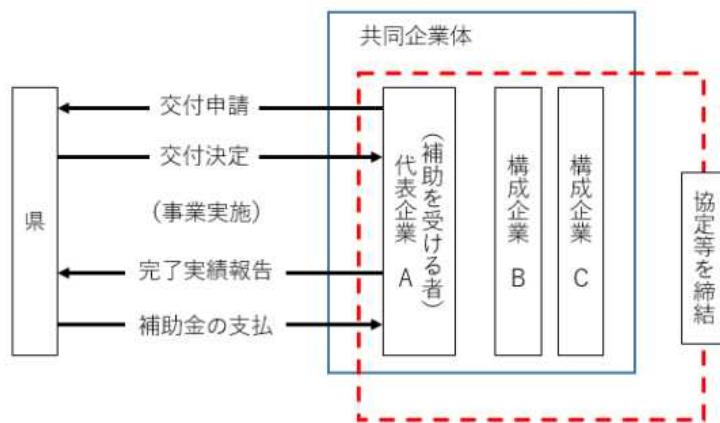
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には代表法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (3) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に代表企業を1社置くものとする。代表企業は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。代表企業は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務の実施に際して、正副2名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者。
- (7) 当該事業の対象となる業務内容や納入期限を履行できる専門的な技術・手法、情報、経験実施体制が十分な者であること。

- (8) コンテンツ創出や文化の産業化等に関し、支援経験や知識を有し、幅広い情報・人的ネットワークを有する者。
- (9) 同一事業又は内容で、国、公共団体又はそれに準ずる公的制度による補助（委託を含む）等を受けていないこと。
- (10) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。
- (11) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (12) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (13) 労働関係法令を遵守していること。

（例：共同企業体が補助対象者となる場合の交付イメージ）

○共同企業体が補助対象者となる場合



1. 共同して事業を行う者同士の間は、共同して事業を行う者同士で決定し、協定等を締結して交付申請時に提出してください。
2. 支払いは、代表企業が指定した口座（1カ所）に指定して振り込まれます。

5 応募手続等

(1) 応募期間及び要領、様式等の配布方法

- (ア) 応募期間：公告日 ～ 令和6年7月16日（火）
- (イ) 要領、様式等配布方法：沖縄県公式webサイトへの掲載による配布に代える（沖縄県公式HP「助成金・補助金」サイトへ掲載）

(2) 応募に係る説明会

- (ア) 開催日時：令和6年6月28日（金）午前10時から11時
- (イ) 開催場所：県庁11階第5会議室
- (ウ) 参加申込：参加を希望する場合は、Eメール（aa082500@pref.okinawa.lg.jp）に

て令和6年6月26日(水)17時までに申込を行うこと。

申込の際の件名は、「令和6年度空手ツーリズム受入体制構築事業補助金応募説明会参加申込み」とし、①会社名、②住所、③電話番号、④Eメールアドレス、⑤担当者名、⑥説明会参加予定者名、⑦説明会参加予定者役職を記載すること。

※説明会への参加は、応募の要件ではない。

※会場の都合上、1社あたり2名までの参加とする。

※応募要領等を印刷のうえ持参すること。

(3) 応募に係る質問について

受付期間：公告日～令和6年7月3日(水)

質問方法：【質問様式】により、下記のメールアドレスへ送信

E-mail：aa082500@pref.okinawa.lg.jp

回答方法：原則メールにて回答(審査等に関するお問い合わせには応じられません)

(4) 提出書類等

(ア) 応募申請書【様式1】

(イ) 事業計画概要書【様式2】

(ウ) 事業計画書【任意様式】

(エ) 実施計画工程表【様式3】

(オ) 経費積算内訳書【様式4】

(カ) 収支計画書【様式5】

(キ) 会社概要書【様式6】

(ク) 事業執行体制【様式7】

(ケ) 実績書【様式8】

(コ) 誓約書【様式9】

(サ) 質問書【様式10】

(シ) 直近3年間の賃借対照表、損益計算書

(ス) 登記事項証明書 ※写し可

(セ) 共同企業体協定書【任意様式】(共同企業体の場合に限る)

※【様式2】～【様式8】は7部(正本1部、副本6部)、それ以外は1部提出。(並びは(ア)～(ス)の順番)

※【様式6】、【様式8】、【様式9】は、共同企業体の場合は構成員ごとに提出。

(5) 応募書類の提出について

(ア) 提出期限：令和6年7月16日(火)17:00必着

(イ) 提出先：沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課空手振興班

(〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 行政棟12階)

(ウ) 提出方法：持参または郵送にて提出(提出書類は返却しない)。

郵送の場合は期限必着とする

6 選定方法

応募のあった提案については、空手振興課において第一次審査（書類審査）を行う。その後、沖縄県に設置する選定委員会において、プレゼンテーション等の第二次審査を行い、入選者を選定する。

- (1) 第一次審査結果通知：令和6年7月19日(金)予定
結果は電子メールで通知する。選定事業者へは、プレゼンテーションの場所と時間を通知し、非選定事業者へは、結果のみを通知する。
- (2) 第二次審査：令和6年7月26日(金)予定
場所は、一次審査結果にて通知する。なお、審査会場への入場者は2名以内とする。また、プレゼンテーションは提出書類（企画提案書等）に基づき説明することとし、パソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。
- (3) 選定結果通知：令和6年7月29日(月)予定
結果は電子メール及び書面にて通知する。

7 その他

- (1) 補助事業完了後の実績報告及び補助金の支払等
(ア) 補助対象経費の範囲及び補助金額等

補助対象事業名	対象経費		補助率及び補助金額
	経費区分	内容	
空手ツーリズム受入体制構築事業	人件費	給料及び通勤手当、福利厚生費	対象経費の80%以内 上限500万円
	事業費	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、その他知事が必要と認める経費	

- 備考
- 1 補助対象経費から補助事業の実施に伴う収入額（税抜）を控除した額と、補助対象経費に補助率を乗じた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
 - 2 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。
 - 3 補助金の合計額に千円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てるものとする。

(イ) 実績報告

事業終了後、空手ツーリズム受入体制構築事業補助金交付要綱第16条に記載のある様式（実績報告書）を沖縄県に提出する。

(ウ) 補助金の請求及び支払い

- ① 沖縄県が実績報告を受けた後、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付金額を決定し、補助事業者による請求をもって補助金の支払いを行う。
- ② 経費の計上は、交付決定日以降に発生（発注）したもので、事業期間中に終了（支払）したものが対象となる。

(エ) その他

- ① 補助金交付に係る手続き及び規定等については、空手ツーリズム受入体制構築事業補助金交付要綱を確認すること。
- ② 経理処理については、「補助事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課）」を参考にすること。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

(2) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 募集要領に違反すると認められる場合
- (オ) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (カ) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(3) 当事業は、沖縄空手の歴史や流派、道場での礼儀作法等の専門知識が求められ、正しい情報発信を行う必要があることから、（一社）沖縄伝統空手道振興会に補助事業者への指導や支援を行うための業務を委託しており、事業内容等については改善指導等を行う場合がある。

(4) 当事業は、観光コンテンツ造成に要する経費の一部を補助するものであり、造成したコンテンツの広告に係る経費は補助対象外であるため、留意すること。

(5) 当事業は、沖縄県観光振興基金を活用した事業であることから、県民、修学旅行生及び引率者、県内宿泊施設を利用しない者（クルーズ船）などを対象としたコンテンツは補助対象外であるため、留意すること。

8 問い合わせ先・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 行政棟12階

沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課 空手振興班 担当：長嶺

TEL：098-866-2232 / FAX：098-866-2208

E-mail：aa082500@pref.okinawa.lg.jp